

総選挙後の政治状況と改憲動向

愛敬浩二（名古屋大学教授）

衆議院議員の78%が憲法改正に賛成

今日お話しすることは、まず、総選挙後の政治状況を確認して、課題を明らかにして、そのあと、安倍政権ができたことによって、たいしてリアリティーがなかった自民党改憲草案がある意味でリアリティーを持ちはじめているなかで、その改憲草案の問題点を検討します。最後に私なりの今後の課題について考えてみます。

まず、昨年12月16日の総選挙の結果についてです。自民党は圧勝しましたが、支持を回復したわけではありません。比例区での得票率を比較すればわかります。2009年に自民党が“バカ負け”した総選挙で、比例区は26.7%を取っていました。今回の“バカ勝ち”した総選挙でも27.7%しか取っておらず、ほぼ変わりません。だから自民党の支持率が伸びたと簡単には言えない結果です。今回の選挙で注目すべきところは一社民党・共産党が小選挙区で得票率が下がるのはしょうがない、小選挙区制度では2大政党と第3極、さらに3極のなかで比較的弱い政党が割を食ったところです。だから小選挙区制度が問題なのですが。本来、少数政党にとってもけっして不利ではないはずの比例区で得票率が下がっています。社民党に関しては、2009年総選挙では4.3%、それが2.3%に減っています。共産党も7.0%から6.1%に下がっています。現在、明確に憲法改正に反対を示している政党はこの2つですが、社民党・共産党を合わせると2009年総選挙では11.3%の得票があった、2012年総選挙では8.5%程度まで下がりました。この得票率の低下はなかなかバカになりません。

今の政治状況で、憲法改正が深刻な状況を示しています。毎日新聞の記事ですが、総選挙候補者全員にアンケートを取って、当選者に関して再集計した結果を見ると、集団的自衛権の行使の見直しに賛成する議員は78%、圧倒的ですよね。反対派は17%です。憲法9条改正に賛成する議員は72%、衆議院では改憲発議3分の2条項を突破できる条件があるのかもしれません。現実政治の中で意見を変える人がいるかもしれません。このように明文改憲でも危機的な状況が生まれています。

小選挙区制の見直しを言い始めた保守・財界

次に、私が特に気になっている点です。現在の政治状況を生み出した諸悪の根源は、93年の「政治改革」にあります。小選挙区比例代表制度と政党助成制度のために2大政党が過剰に有利になっています。政党助成金は獲得議席数と得票数によって配分されます。小選挙区制では普通2大政党、今回は自民党に票が来て、2大政党の中で政権交代に関わりにくい政党に対しては、比例区でも選択しないという有権者、特に浮動票層が多いので、少数政党は比例区でも割を食うんですね。得票数と獲得議席数で助成金が配分されますから、実際、民主党は90%程度は国費に依存していた政党です。

小選挙区制の選挙制度が諸悪の根源だと言いましたが、最近、保守・財界から小選挙区制の見直しを求める声が出てきています。昨年の総選挙投票日の次の日の読売新聞に載った政治部長の記事では、「『ねじれ』悪用をやめよ」と見出しがあって、結論部分は「小選挙区の見直しも待ったなし」だ。議席の増減の振幅が激しくこれでは政治家が育たない。脱原発や増税反対といった大衆迎合的

な主張が目立つのも、小選挙区制の特徴だ。中選挙区制に戻すことも選択肢に、選挙制度の抜本的改革論議を本格化させる時である」という書き方をしています。同じ内容の社説が12月24日に掲載されています。小選挙区制は、保守2大政党をつくることに当初の目的がありました。ところが小選挙区制では、政権交代を実現するために、野党が政府・与党と「違う」と言わなければ政権交代する意味がないわけです。同じだったら政権交代する意味がないですから。野党に落ちれば違いを強調せざるを得ない。もちろんかつての55年体制のように自民党と社会党のような違いは生じないのですが。

野党が“バカ負け”すると“違い”を強調しなければならない。象徴的にあらわれたのが2005年の郵政解散で民主党が“バカ負け”したあとに、再建を担った小沢一郎さんでした。小沢一郎さんは、細川護熙連立政権のときに消費税率を上げようとして、消極的だった武村正義官房長官を辞めさせると脅した方ですから、彼が社会的格差とか新自由主義に反対だとは誰も信じていない。ところが2007年4月、千葉での参議院補選で、格差問題を強調しました。差別的な表現になるかと思いますが、普通の20歳代のお嬢さんを立てて当選させました。2009年の参議院選挙では格差問題を正面に押し出して勝利して、参議院のねじれ状態をつくり出し、自民党に解散を迫ることをやりました。

小選挙区制では2大政党が違いを強調

小選挙区制の下では、保守政党同士が仲良くしようとしても、選挙がある場合は、差異を強調せざるを得ない構造があるわけです。この小選挙区制の独特的効果の割を食ったのが、明文改憲です。改憲派には2005年に明文改憲するというプログラムがありました。戦後60年でもあり、時期が適しているわけです。55年体制からも50年と節目の年でした。かつ1997年には、日米防衛ガイドラインが改定され自衛隊の海外派兵の体制を着々とつくっていくという重要な時期でした。政府は、1999年に周辺事態法、2003年に有事法制が制定し、海外派兵体制を着実に進めていましたが、なかなか一気にすすまないので、2005年に明文改憲を実現しようとしたのです。

2006年のその頃、ちくま新書から私に本を書いてくれと依頼があって、驚くべきことに1万6千部も売れました。私が本を書いて、ギャラが入ったのはあれくらいでした（笑）。当時は40歳になる前でしたけど、新書を書くには早すぎると思っていたのに、書いてくれという話が来ること見ても、憲法を守ろうとする出版社にとって、2005年がヤマ場だと感じていました。

それが郵政解散でつぶされてしまいます。郵政解散・総選挙で“バカ負け”した民主党にとって、自民党とは仲良くできなくなりました。憲法改正には踏み出したいが、自民党と協調できないというジレンマを体現したのが枝野幸男氏でした。自民党の中山太郎氏と衆議院の憲法調査会を運営しておきながら、2005年以降、中山太郎氏が声をかけると拒絶するという“メロドラマ”的なことが繰り返されています。

その当時、「共謀罪」に関する法律が話題になったとき、自民党が民主党案を丸のみしました。野党が提出した法案を丸のみして国会を通過させようとしたのに、民主党は拒否しました。理由がすごく「不真面目だから」というものでした。「私たちが提出した法案をただ受け取って成立させるのは不真面目だ」と民主党は言いました。政治的にいえば、民主党は自民党とは協力できないからです。議席数が拮抗している野党ならば、協力して共謀罪をつくっても良かったのかもしれませんけど、拮抗していない状況で協力すると立つ瀬がないわけです。その頃、民主党は自民党から

のさまざまな誘いをなんかの理由をつけて断ります。自民党の“甘い”誘いに乗ってしまえば野党の存在意義がなくなるからです。

野党に転落した自民党が民主党のようにならなかつたのは、早期に“ねじれ国会”をつくれたからです。もし参議院が民主党が多数派のままだったら、自民党は民主党との違いを強調するしかありませんでした。ガチガチに保守化するか、民主党批判の急先鋒に立つことでしょう。2010年の参議院選挙で、国民が参議院を簡単に自民党に握らせてしまったので、あとは「衆議院解散」を呼び続ける対応となりました。

小選挙区制はそういう力学が働きます。ですから、保守2大政党によって円滑に政権交代がおこなわれるかと思ったら、保守政党どおしで“バカ勝ち”“バカ負け”を繰り返す事態となり、財界などは困っています。コンビニに行って、どのメーカーの牛乳を選ぶかという程度の違いしかないのですから、どっちでもいいわけです。牛乳を買うか、オレンジジュースを買うかの違いは重要かもしれません…。

小選挙区制は革新政党潰しが狙い

小選挙区制で保守2大政党のもとで、一方に風が吹くと“バカ勝ち”“バカ負け”する結果が生まれます。そうすると違いを強調するだけの政治になるので、「中選挙区制」も悪くないと読売新聞は思い始めたのでしょう。

先ほど、比例代表で社民・共産の得票率が減っている結果を見ました。すなわち、中選挙区に戻しても、3分の1は革新政党に行かないと読売新聞は判断したのでしょう。かつてのように中選挙区制が5議席の場合、たとえば2議席は自民党、1議席は民主党、1議席が第三極政党、残り1議席が革新政党に取られてもいい、4議席の場合は、2議席は自民党、1議席は民主党、1議席は維新の会などと、全部埋められると。財界も小選挙区制に反対し始めています。中選挙区制に戻すということは、もはや保守政党以外が選挙に勝つ可能性が少なくなっているなかで、保守政党同士が仲良く政策を決めていく上では望ましいと考えているのでしょう。

今問題のなのは、実際の民意がきちんと国政に反映されていないことです。国政における民意のあり方と、現実のギャップを埋めるのは、比例代表の選挙制度だと思います。比例代表制を入れるのは、自民党などの抵抗で難しい面もあるかと思いますが、原理論として訴えていく必要があります。どうして私たちの身近な生活の問題が政治に反映されないかといえば、たんに政治家がおろかなだけではなくて、選挙制度が悪いと強調する必要があると思います。

ともあれ選挙制度のマジックと、1994年の「政治改革」の帰結として、革新政党が弱体化するなかで、衆議院は改憲派の牙城となっている状況を確認できると思います。

1994年の「政治改革」一小選挙区制の導入は、リクルート事件などで問題となった政治腐敗の改革ではなくて、保守2大政党をつくって社民党・共産党をつぶすことが目的だったわけです。その目的はある意味では達成されたと思うんです。だから、読売新聞からすれば、もはや小選挙区制と邪魔な存在になっているのでしょう。

尖閣諸島問題を利用するアメリカ

次に、現在の改憲問題です。2000年代の改憲の目的は、新自由主義への回帰が挙げられます。標語的に言えば「強い国家と小さな政府」となりますが、9条改憲と新自由主義的な構造改革を円滑に行うための憲法改正です。

安倍政権ができるまでは、「政治が混迷している」と盛んにメディアで言わされました。「混迷する政治」とか「決められない政治」とか。私は当時、講演に行くと「そんなことはない」と言い続けていました。混迷していると言いながら、一貫している政策があって、日米安保のグローバル化と自衛隊の変容、アメリカ軍への従属、下請化は着々とすすんでいました。

尖閣諸島問題で、中国漁船が海上保安庁の監視船にぶつかった事件で、韓国政府当局者のコメントが朝日新聞に載りました。冷静な評価だと思うんですけど「どこが得したか」という質問に「アメリカ」と答えているわけです。まったくそり通りで、日米安全保障条約でなぜアメリカ軍が日本の土地をタダで使っているのかというと、日本の領土を防衛するためと理由付けされています。もし、尖閣諸島が政府の言うとおり日本の領土であるならば、アメリカ軍は防衛して当たり前です。尖閣諸島が日米安保の対象であるとアメリカに言われて、外務省の役人が喜んだということは、尖閣諸島の帰属が日本にあるかどうか、よく知らなかつたということになります。日本の領土であるんだったら、政府・外務省の解釈にもとづけば、必ずアメリカ軍は防衛するはずです。防衛しなかつたら日本にいる意味がなくなってしまいます。尖閣諸島は日本の領土ではないかもしれないと考えているから、「喜んだ」わけで、ある種の思考停止状態に陥つてると言わざるをえません。

ただし、日中が本当に尖閣諸島問題で軍事衝突した場合、アメリカが介入するかどうか一介入しないと思います。

沖縄県になぜ米海兵隊がいるのかという問題提起がされていた時期に、尖閣諸島問題が浮上したのは、アメリカにとってラッキーでした。最近では、アメリカ軍と自衛隊が上陸作戦などの訓練をしています。どこに上陸したいのか。尖閣諸島ではなくて、東南アジアでアメリカの存在価値・プレゼンスを強調するためには、もしかしたら一定の軍事行動を起こすかもしれない。この場合、アメリカだけでは財政的にも人的にももったいないので日本に手伝ってもらおうと考えていると思います。アメリカ軍にとっては、自衛隊に後方支援や燃料の輸送など、やってほしいことがあるでしょうから。尖閣諸島問題が起きたことで、アメリカ軍は、日本の「国益」とは関係のない事態に対しても自衛隊を活用しやすくなっています。

アメリカにとって、尖閣諸島問題で軍事衝突が起きるのは困るけど、今のような緊張関係が続くことは、とても“ハッピー”だと思います。

自民・民主の防衛政策に違いは少ない

在日米軍と自衛隊の共同運用は、東日本大震災のときに「トモダチ作戦」の名のもとで着々と進められました。自衛隊の下請化がどんどんと進んでいます。さらに、日本の「防衛計画大綱」に関して、2009年に政府あての報告書が出て、民主党政権下でも2010年に報告書が出ました。とりわけ民主党政権下の報告書では「動的防衛力」などと格好いいことを言っているわけですが、自民党政権が言っていた内容と似かよっています。結局、集団的自衛権の行使に踏み込み、海外での軍事行動を可能にするとか、武器輸出三原則の緩和とか、個別の政策についてはまったく違いがありません。民主党は正当化するためのロジック（論理）の組み立て方が違うだけです。

安倍政権では、民主党政権時代の防衛政策を変えるといっていますが、ただお金をたくさん使うというだけです。基本方針は民主党と変わっていなくて、さらに軍事にお金を使うというだけです。これは、自民・民主とも対立しているわけではなく、一貫しています。対米従属のもとでの自衛隊の強化と海外派兵体制の構築は、政権交代があってもずっと一貫しています。

憲法9条と民衆運動が「小国主義」を形成

共通の課題として確認しておきたいのは、戦後日本の「小国主義」です。この「小国主義」がキーワードとなって、少しでも憲法擁護の裾野を広げるために重要なテーマです。

1990年代に渡辺治さん（憲法学者）が示した議論で、一般的に、経済的に大國化した国は、政治的にも、軍事的にも大國化しようとする傾向があるなか、戦後日本は軍事に関しては小さな国＝「小国主義」であり続けようとした。「小国主義」的な政策として、「専守防衛論」「非核三原則」「武器輸出三原則」「防衛費GDP1%枠」などがあると、渡辺治さんは言うのですが、重要なのは、保守層の側が自ら選択したのではなくて、それをつくる社会的基盤があったことです。

ひとつに戦後平和運動の興隆です。反基地、反原水爆運動の高まりの中で、憲法9条の持つ意義が確認され、革新政党とも結びつき“50年代改憲”を挫折に追い込みます。さらに60年安保闘争も重要な意味を持っています。安保条約の改定に対して国民が反発し、国会を33万人が包囲する状況をつくり出しました。当時の岸信介首相の後に就任した池田勇人首相は、「私の在任中は明文改憲はしない」と明言し、経済成長政策に重点を置きました。1950年代の反基地闘争と60年安保闘争の持つ意義は否定できない。このような社会的勢力との関係の中で保守党＝自民党は政策を遂行しなければならなかったからこそ、また、市民の声を反映する政治勢力が少なくとも国会に3分の1以上占めていた現実もあり、そう簡単には明文改憲も、大國主義的な政策も実行できませんでした。

共同通信の内田健三さんが『戦後日本の保守政治』（岩波新書）という本を書いています。その本には、60年安保の際に岸信介首相が治安維持のために自衛隊を出動させようとしたとき、防衛長官だった赤城宗徳さんが反対しました。理由は、自衛隊を出したらもたないということでした。騒然たる状況のなかで、自衛隊が国民に対して銃を向けたら、もう持たない、と。内田さんが閣僚の日記を紹介していますが、「自衛隊は岸家のものではない」とあるそうです。その日記は、中曾根康弘さんが書いたもので、中曾根さん自身も反対しました。もし、憲法上からみて正統性の根拠があまりにも脆弱な自衛隊が出動してしまえば、「持たない」と考えたのです。かつ当時は、憲法9条の「効用」を發揮できる社会的な基盤もありました。

この「小国主義」が今もなおさまざまなかたちで残っています。安倍首相が対抗心を燃やす内閣法制局も受け継いでいます。革新系の政党から憲法解釈に関わる質問を猛烈に受けて、内閣法制局はしっかりと勉強しました。国会で答弁することで、憲法9条の下でできることできないことを積み上げてきました。内閣法制局にとって、集団的自衛権の行使に踏み切るハードルは考えるほど低くありません。安部政権が内閣法制局をつぶそうとするかもしれません、つぶしてしまうと政府提出法案はつくれなくなります。今の国會議員のレベルでは。

「小国主義」をつくり上げてきたことを軽視してはいけない、憲法9条は、形骸化されてきましたが、日本が「小国主義」的な政策を取らざるを得なかつた基盤となっていました。

「小国主義」の記憶を掘り起こす

次に、自民党の憲法改正草案の特徴について分析してみます。

私、地元の中日新聞に1カ月に1回のコラムを持っていました、昨年12月16日の総選挙投票日にぶつけたのが、以下の話でした。長野県木祖村の製材会社元役員の「自民党が政権に返り咲くのは嬉しいが、『国防軍』創設などタカ派の選挙公約に戸惑っている」という声を紹介して、私は「本来保守とはそういうものではなかつたか」と書きました。かつての自民党の支持層の中には、

安倍首相とは別の価値観を持っていた方々がいました。一定程度、戦争の加害者責任にも配慮しつつ、ある種の利益誘導の面から自民党を支持してきた層があって、ある意味、保守の良心的な部分がありました。自衛隊のイラク派兵の差し止め訴訟で、元防衛政務次官の箕輪登さんが原告になるという流れもありました。しかし今、それが失われてきています。重要な点は、「小国主義」的な記憶を掘り起こして、それは私たちがつくり上げてきたものだと確認することです。憲法9条の条文がすばらしいという点もありますが、それだけでなく、9条を使って私たちはこういう社会をつくり上げてきたんだという点を改めて確認することがすごく重要です。改憲派のなかで、この記憶がない人たち、記憶を忘れてしまった人々が、9条の下では軍隊を持たないとなっているのに、自衛隊が存在する矛盾を解消しろなどの空虚な主張がなされています。「小国主義」の記憶をきちんと回復して、それは保守側が勝手につくったのではなくて、革新側、平和運動側の運動との対立の中でつくり上げられたものだと確認することです。

自民党の本質が出ている「改憲草案」

昨年4月に発表された自民党の「日本国憲法改正草案」は、本来、たいしたものではなかったはずでした。選挙対策としての側面が非常に大きかったと思われます。自民党が総選挙に向けてつくった総合政策集「Jファイル2012」があり、憲法と国のかたちを述べている項で、「日本人の手で、日本の誇り、日本らしさを示す新しい憲法をつくります。民主党のすすめる夫婦別姓、人権委員会設置法案、外国人地方参政権に反対し、地域社会と家族の絆、わが国のかたちを守ります」とあります。これは明らかに、民主党とは違う国家観をもって憲法を改正すると言っているわけです。ある意味では、民主党との差別化が中心になっていて、総選挙を念頭において自分たちのアイデンティティーを確認し、票を獲得しようとするものです。

そういう意味では、非常にいい加減な内容です。まず、国民を説得しようとする気概が見えません。それから、現行憲法96条は、衆参両院の3分の2以上の賛成での憲法改正発議が必要なので、野党、とりわけ民主党の賛成が必要なのですが、民主党からの賛同を獲得しようとする意欲もない代物です。

2005年に自民党が「新憲法草案」を発表しましたが、それは“まじめ”です。“まじめ”というのは、本気で改憲したければ、この内容しかないという改憲案です。その「前文」には、「日本国民は自らの意思と決意にもとづき、主権者としてここに新しい憲法を制定する」とあり、まず主権者である日本国民が出てきます。次に「象徴天皇制はこれを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する」とあります。こういう文言の建て方からしても、野党も巻き込み、国民からも賛成してもらえることを念頭においてつくっています。現行憲法と比べると明らかに価値は劣ると思いますが、かなり配慮してつくっているのに、今回の自民党の「草案」はひどいですね。「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いたいただく国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」と「前文」にあります。この発想は、明らかに自民党の一部の人たちの価値観を反映しているとしか思えない文章です。

さらに興味深いのは、つづく「前文」の「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており…」—憲法でこう書くのは恥ずかしいですよね。「今や私たちは立派です」と自ら宣言しているようなものです。さすがに2005年の「新憲法草案」ではこういうことは言っていません。「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と

責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り…」とあり、将来に対する課題をちゃんと言っています。昨年4月の「草案」は、国民党を説得するとか、野党と共同するとか考えずにつくった法案だといえます。だからこそ、この政党の考え方方がストレートに示されていると捉えるべきです。

改憲発議 3分の2条項の意味

改憲発議には、現行憲法では衆参両院の3分の2以上の賛成が必要です。「3分の2」は、現行の小選挙区制度のもとで、衆議院では困難ではありませんが、参議院では1政党が3分の2を確保するのは難しい状況にあります。だから「3分の2」という数字は、必ず野党を巻き込まないと届かない数です。安倍自民党が打ち出している改憲発議要件ー日本維新の会も賛成しているようですがーは「過半数」です。衆議院と参議院の過半数が異なる事態を「ねじれ国会」と呼ぶのは、それが例外的な事態だからです。一般的には、議員内閣制度のもとで議会の過半数と内閣は一致しているが当然ですから、政府・与党にとって過半数を維持するのは“普通”的な状態です。国会の過半数で発議が可能になれば、いつでもどこでも改憲発議ができるようになります。

「3分の2」と「2分の1」の数字の差は決定的です。「3分の2」の場合、野党をまきこまないで発議できません。野党を巻き込んで国民投票にかけて負けた場合、野党内部では大変な軋轢が生じます。「何で与党に付き合ったのか」と。国民投票で絶対に勝てるという見込みがない限り、野党は協力できません。憲法改正という重要な問題で与党と手を握っておきながら、次の選挙で与党を批判することはできなくなります。野党は、憲法改正で手を握ったら、必ず実現させて、他の政策で与党に反対する必要があるのに、国民投票で負ければ、他の課題でも反対しづらくなります。

「3分の2」という数字は、国民のほとんどが納得していないとできない数字です。

他方、「過半数」であれば、国民投票の結果を気にすることなくどんどん改憲発議ができるようになります。国民投票で負ければ、もう1回手直しして出せばいいわけです。だから「過半数」に変えると本当に憲法を変えやすくなります。これだけ馬鹿らしい自民党「草案」でも、状況次第では実現してしまう危険性がでてきます。96条改憲は絶対に阻止しなければならないと思います。

自民党改憲案は近代憲法の原則を否定

自民党の「改憲草案」(2012年4月)の内容について述べます。

私がとりわけ「草案」で問題だと思っているのは「前文」です。「前文」から「平和的生存権」という言葉がなくなっています。戦後の長沼ミサイル基地訴訟から始まり、裁判で争うときに争点となった「平和的生存権」は、2008年のイラク派兵訴訟の名古屋高裁判決で、「航空自衛隊による燃料空輸が憲法違反である」と判断されました。実質勝訴の裁判でした。その判決を書く根拠となった「平和的生存権」が削除されています。

これは大変重要で、憲法の前文に「平和的生存権」の文言があり、それを具体化するという意味があります。憲法が権利として宣言したわけですから、裁判所での救済もありうると市民や法律家が頑張って少しずつ判例を積み上げてきました。

私がもっとも問題だと思っているのが、現行の憲法には「そもそも国政は国民の厳肅な信託によるものであって」と前文に記されています。自民党案では、この「厳肅な信託」という文言がなくなっています。「厳肅な信託」とは、「社会契約の論理」の抹消になります。ジョン・ロックやルソーという思想家を覚えてらっしゃるでしょうが、その論理は「人間は生まれつき自由・平等である」

と、しかしそのような自然状態においては、自分の身体・自由・財産が十分に保障されない。だから、社会契約にもとづき政府を設立し、よりよく人権を保障してもらう、しかし、設立した政府が私たちの自由や権利を侵害する危険性があるので、「抵抗する」というのがジョン・ロックの考え方です。政府はそもそも、私たちの人権を保障するために存在するのであって、その「信託」に違反した場合には、抵抗してひっくり返すというのが「社会契約」の基本的な考え方です。これは、アメリカ独立宣言にも、フランス人権宣言にもあらわされている思想です。あくまで国家は「目的団体」であって、その目的は諸個人の自由と権利の保障にある—これが近代憲法の論理です。

自民党案では、この論理をはずしています。日本国憲法は「国民の厳肅な信託」という文言で、「社会契約」の歴史的系譜に中に入っています。ところが、自民党案は、近代憲法の基本原則を否定している大きな問題点があります。

自民党案は、単に9条改憲だけが問題ではなく、人類が約3百年にわたって脈々と築き上げてきた「立憲主義」の知恵を否定しようとしている「草案」だと強調したいと思います。改憲要件の緩和—96条改憲もし実現すれば、これも実現してしまうかもしれない。危機感をもっと主張していく必要があります。

「個人」を「人」と変えようとする意味

自民党の「改憲草案」には、人権規定にも特徴はあらわれています。現行憲法12条には、人権を制約する論理として「公共の福祉」という言葉が使われています。戦後の裁判判例のなかで、「公共の福祉」を制限する考え方が積み上げられてきました。「公共の福祉」を理由にして、何でもかんでも国家権力が人権を制約できる状況にはなっていません。ところが自民党案は、「公共の福祉」論では、人権制約が十分にできないと考えたのか、「公益及び公の秩序」という言葉に変えていました。

さらに重要なのが、現行憲法13条では「個人として尊重される」と書いてありますが、自民党案では「人として尊重する」と変えています。「人」というは意味がないわけです。「個人」とは「自らの事柄を自らが決定する」と“自律的主体”的意味を含みますが、「人」という概念は一まさか動物と比べて人を尊重するという意味じゃないでしょうねー、「人」とは自民党のQ&Aなどをみると「聖徳太子以来のわが国の徳性である和の精神を持った他人に迷惑をかけない人」という意味らしいです。だから、卒業式なんかで、「君が代」を立って歌わないで座っているなどというのは、「和の精神」に欠けているため良くないとなります。「個人」というのは、ある行為をするかしないかは、自らの責任・意思で決定するので、ときには和を乱すこともあるわけです。それが「個人の尊重」、それを尊重しようというのが現行憲法13条です。日本国憲法は、憲法を否定する思想でも保護するという考えです。どのような価値観を持っていても、他者の権利を侵害しない限り、その思想は保護すると大学の授業でも言っています。「個人の尊重」とは、諸個人の多様性とか、諸個人の思想の価値とかを認めるわけです。だから、憲法学者は、「日の丸・君が代」問題に関して「いいんじゃない」という人はいません。諸個人の自律的決定を尊重する—それは、聖徳太子の時代からの「和の精神」に反しています。「和の精神」で、「君が代」は立って歌うべきだとする考え方方が自民党案にはでています。こういう考え方のため、自民党案では、国民の義務に関する規定がいっぱい出てきます。

「自衛権」を明記する改憲案

憲法9条について話します。9条は、自民党案では「戦争の放棄」という章立てから「安全保障」と変えています。9条2項が全面的に削除されて、「9条2」として「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と愚かしい規定が入ります。国連憲章も個別的自衛権の行使は禁じていませんので、第1項が国連憲章と同じ、武力不行使原則を定めたとすれば、1項だけで足りるのですが、バランスが悪いと思ったのか、わざわざ「9条2」に「自衛権」を付け加えました。

現在の9条2項は、戦力の不保持と交戦権の否認を明確に定めていますので、2項があるからこそ自衛隊は「軍隊」と名乗れないわけです。それから集団的自衛権の行使も合憲だと言えないわけです。憲法によっても否定することのできない、刑法上の「正当防衛」に近い考え方から政府解釈は出発します。よそに出かけていって、他人と一緒にケンカすることは、「正当防衛」の論理からは説明できません。政府は集団的自衛権の行使について「国際法上は持っているが、憲法上は行使できない」という難しい解釈をせざるをえません。9条2項があるので、集団的自衛権の行使を堂々と語れないので、「正当防衛」という自然権的な視点から解釈を積み上げたわけです。だから9条2項を削除すれば目的は達成できるのです。自民党案の「9条2」は不要なんです。ところがあえて9条2項を創設して、「国防軍」を入れています。ちなみに2005年の自民党案では「自衛軍」でした。

私の理解では、「国防軍」だけを批判してはいけないと思います。つまり、「取引材料」になるからです。参議院の段階では、野党の民主党の賛同も得なければなりませんから、民主党にも花を持たせないと憲法改正はできない。すると自民党案の9条2項（国防軍）は無くしますと言えば、民主党にも花を持たせることができ、正真正銘の軍隊を創設できます。「国防軍」という言い方をしておいて、それを撤回すれば民主党も乗ってくると思います。そういう観点からも注意すべき改憲案だと思います。

軍事裁判で本物の軍隊に

他方、自民党や改憲派から重要なのは、「9条の2」の1項（国防軍創設）ではなくて、5項だと思います。「国防軍に審判所を置く」とあります。これはすごく重要な規定で、現在の自衛隊では、隊員が上官の指令に従わなくても「懲戒処分」です。軍事裁判ではないわけです。「懲戒処分」か、もしくは通常の裁判所に検察庁の力を借りて起訴するしか選択はありません。こんな平和的な「軍隊」はありません。アメリカのイラク戦争の際にも、指令に反した兵士が軍事裁判にかけられるか、一般の裁判所に持ち込むかが担当する弁護士の腕の見せ所でした。軍事裁判は、軍人が裁きますので、手続きや証拠開示なども通常の裁判とまったく違います。

日本では、本当に「軍隊」として自衛隊が機能し始めても機能不全に陥りかねません。自衛隊員が敵前逃亡しても、「懲戒処分」で済んでしまうとなかなか“平和的”ですよね。自民党が「国防軍」に「審判所」を置こうとしているのは本気だと思います。この点についても注目して批判しなければなりません。

憲法尊重を国民の「義務」に

自民党案あと一点だけ指摘しておきたいのは、憲法尊重擁護義務についてです。

現行憲法99条は、憲法尊重擁護義務の対象に「国民」を含めていません。天皇から始まって、すべての公務員は尊重義務を負うのですが、国民は負いません。これは決定的に重要な点です。先ほど「社会契約の論理」を説明しましたが、国民は自分たちの自由や権利を保障してもらうために

政府を設立したのですから、憲法を守れという権利はあるわけです。守る義務を負っているのは公務員です。国民が憲法尊重義務の対象に入っていないのは決定的な意味があります。国民は憲法を守る義務は負わなくて、守れと主張する権利を持っているのが、日本国憲法の理解です。

ところが、自民党の憲法改正草案には、「全て国民はこの憲法を尊重しなければならない」とする規定が入っています。ほかにもさまざまな義務を国民に課す規定が設けられています。領土防衛についても、「第9条の3」で「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。」と義務を課しています。それから、緊急事態に対応する「第9章」が創設されますが、「第99条の3項」には、何人も「国その他公の機関の指示に従わなければならぬ」としています。現在制定されている「周辺事態法」では、国民や地方自治体の協力も「努力義務」にとどまっています。有事関連法制の制定の段階では、地方公共団体に関しては法的に「協力義務」を課したんですけど、まだ国民に義務を課すことはできませんでした。自民党からすると、現在の有事法制には問題点がある、国民の協力義務が法定されていません。だからこそ自民党は、憲法に書き込んでしまおうとしています。もしこの自民党改憲案が制定されれば、有事関連法制、武力攻撃事態法が改正されて、法律によってどのようにでも国民の協力義務を定めることにつながります。

自民党案の改憲草案は、国民に義務を課すものなので国民が憲法を尊重してくれないと困るわけです。興味深いのは、自民党案の「102条2」で「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」としている点です。「天皇」が抜けています。天皇は彼らの考え方からすると、憲法尊重擁護する義務を負いません。「前文」には、国民主権の前に「天皇」が入っています。「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いただく国家であって」とあり、国民の前に「天皇国家」ありきとなっています。となると、憲法尊重擁護義務を天皇に負わせるわけにはいかないと考えたのでしょう。しかし、この案では天皇を元首化するとまで言っていて、元首が憲法尊重擁護義務を負わないという制度設計はありえない、彼らの憲法解釈上、天皇は、国会議員でも国務大臣でも裁判官でもなく、その他公務員に含まれる解釈しかありえないと書いて、天皇を1公務員に位置付けるリベラルな解釈が望ましいと言っています。これは保守的なイデオロギーからすると、天皇に憲法尊重擁護義務を負わせることを憲法に明記するのは「失礼だ」と思っているからでしょう。

このような自民党の憲法改正案は、今まで憲法に関心がなかった人でも「いやだ」と感じる人が多いのではないかでしょうか。結論的に言うと、9条改憲が深刻な問題であることは確かなのですが、これを「安倍改憲」とちゃんと位置付けて批判していく必要があると思います。安倍首相の下で憲法が改正されると、単に9条問題だけではなくて、私たちの自由や権利に関わる問題なのだと、問題提起していく必要があります。

国民投票に持ち込ませない改憲阻止の世論を

現在の安倍改憲戦略は、明文改憲に関しては改憲発議要件（96条）の緩和を達成する。集団的自衛権の行使容認に関しては、解釈改憲でいこうとしています。9条改憲は先行させないとっています。ですが、96条改憲がいったん実現すれば、9条をはじめその他の改憲も比較的容易になります。

2004年から2006年が明文改憲の天王山でした。その明文改憲の歯止めとなったのは、9条を擁護する運動が広がり、国民世論にも一定の変化があったからです。国会の3分の2の発議要

件のもとで、憲法改正を発議した場合、国民投票で必ず勝つ見込みがないと、野党は協力できません。すると、9条改憲に賛同する国民世論が強まらないと、なかなか改憲はできません。職場や地域での憲法改正に反対する運動、意識がきわめて重要なと思います。

96条改憲でも最初は、国会の3分の2の発議を経て、国民投票に持ち込まないとできません。国民投票で必ず勝てるという確信を改憲派に与えないことで、野党の賛同も得られない状態をつくりだすための踏ん張りどころだと思います。

ところが2005年の明文改憲を止めた条件は今、弱くなっているのかもしれません。国内状況を見ると、民主党が分裂して弱小政党になってしまい、野党は日本維新の会などと自民党との連携が見えてきた政治状況です。民主党も小沢党首の時代のように、野党と連携する場合、社会的な格差問題などを前面に出せなくなり、もっと右寄りからのアプローチになる危険性があります。

国際情勢に関しても、アメリカは、ブッシュ政権のように何を考えているのかわからない政権でなく、オバマ政権はスマートさがあるので日本国民に安心感を与えてしまう可能性もあります。日米、日韓、日中関係を考えると、難しい状況にあるのかもしれません。

にもかかわらず、本気で考えれば、「反韓国」「反中国」で日本が進んでいくのはリアリティーがないと思います。元中国大使、元伊藤忠商事社長の丹羽宇一郎さんは、2月11日付の中日新聞で、中国艦船のレーダー照射事件を受けてもなお、尖閣諸島問題を棚上げすべきだと書いていました。まともな財界人であればこの考え方には立つはずです。2010年に朝日新聞が載せた記事には、日米中3カ国の経済的結びつきが数字で表されています。日本の輸出入総額に占める割合でトップなのは20%で圧倒的に中国です。アメリカは13%しかありません。20%を占める中国との関係を本気で悪化させるのは、なかなか勇気が要ります。尖閣諸島は5島あるのですが、石原慎太郎前都知事が買い取ろうとしたのは3島です。残りの2島は米軍の施政権下にあります。だからアメリカに尖閣諸島を取られるのは全然痛くないんです。アメリカの施政権下にある島は買わないと。3島を購入することで石原前都知事は何をしたかったかというと、中国との関係を悪化させて、自分のように保守的・復古的な意識を持っている政治家を燃え上がらせて、選挙に打って出るという、「国益」とはまったく関係のない野望でした。

日米国民に安保体制への意識にギャップ

朝日新聞の記事を読むと、アメリカの輸出入総額に占める割合は、日本（6%）より圧倒的に中国（14%）が多くなっています。アメリカから見て、尖閣諸島程度の問題で中国に介入するはずがないんです。これだけの経済的権益を抱えているのですから。私たちは1972年以前の、米中間に国交がなく、外交ルートさえない時代に住んでいるわけではありません。アメリカは、中国との対立関係は、かつてのヨーロッパとの関係と似ていて、それぞれの権益があるので、対立しながらも権益の範囲内で守っていくと考えています。中国主導の東アジア経済圏をつくらせないために、厳しいこともありますが、冷戦時代の対立とはまったく違う関係です。

尖閣諸島問題で万が一、日中の軍事衝突があった場合にアメリカが介入するかどうかは非常に疑わしいと思います。アメリカは、尖閣諸島は日米安保条約の範囲内と言いますが、もし「範囲外」というと大変な事態となります。アメリカは日本を防衛する気がないと宣言するようなものですから。朝日新聞記事のアメリカ世論を見ると、アメリカ人が中国より日本が大切だと思っている人が33%、日本より中国が大切と思う人が50%—こういう国にタダで基地を貸していることを安倍首相もよく知るべきです。

同じ朝日新聞の記事（2010年12月）で、米軍が日本に駐留している理由を日米両国民に世論調査した結果が掲載されています。アメリカ人は、「アメリカの世界戦略」のために日本に駐留していると答えている人が59%、圧倒的です。「日本の防衛」のためとする人は9%しかいません。一方で日本人は、「日本の防衛」のために米軍が駐留していると答えた人が42%でトップです。このギャップはすごいですね。物事を冷静に見ているのは、アメリカだと思います。

「小国主義」の視点で幅広い護憲運動を

今日は憲法9条の話しが中心となりましたが、強調したいのは、「小国主義」の記憶を回復することです。保守層の中にもそういう水脈があると思います。先ほど話した、中日新聞のコラムに僕が書いたとき、公明党支持者のおばあさんからすごく褒められました。公明党自身は自民党と連立政権を組むなかで、自民党と同じような政策をやっていますが、支持層の中には、戦後の「小国主義」的な価値観を持っていて、戦争体験を持っている方、体験を聞き続けた方がいるのです。

「小国主義」の記憶を呼び起こし、再活性化をはかること、憲法9条擁護の運動の歴史を評価することが求められています。また、集団的自衛権の行使に踏み切れば、アメリカの下請け化のもとで海外で軍事行動を開拓する、とりわけ日中、日韓の関係が良好のときに集団的自衛権の行使に踏み込んでも、アメリカとの関係は普通につくれたと思いますが、今は、アメリカの要求に絶対NOといえません。日中、日韓関係が悪いなかで、アメリカに尖閣諸島は日米安保上条約の範囲と言われて大喜びしている日本政府が、さまざまな要求をアメリカから突きつけられて拒否できないことは明白です。日本が猪突猛進にのめりこむ状況のもとで、集団的自衛権の行使解禁や憲法改正は問題があると指摘すべきでしょう。東アジアとの関係を改善しろ、そうでなければ憲法を改正するなど、なるべく幅広く呼びかけていくべきです。9条も自衛隊も必要かなと考えている人々を巻き込まないと、憲法改正は実現されてしまうかもしれません。

安倍改憲案は、自ら考えて行動する個人は嫌いな改憲案です。自らのことを考えて行動する個人を一人でも増やしていく安倍改憲案の防壁になると思います。